

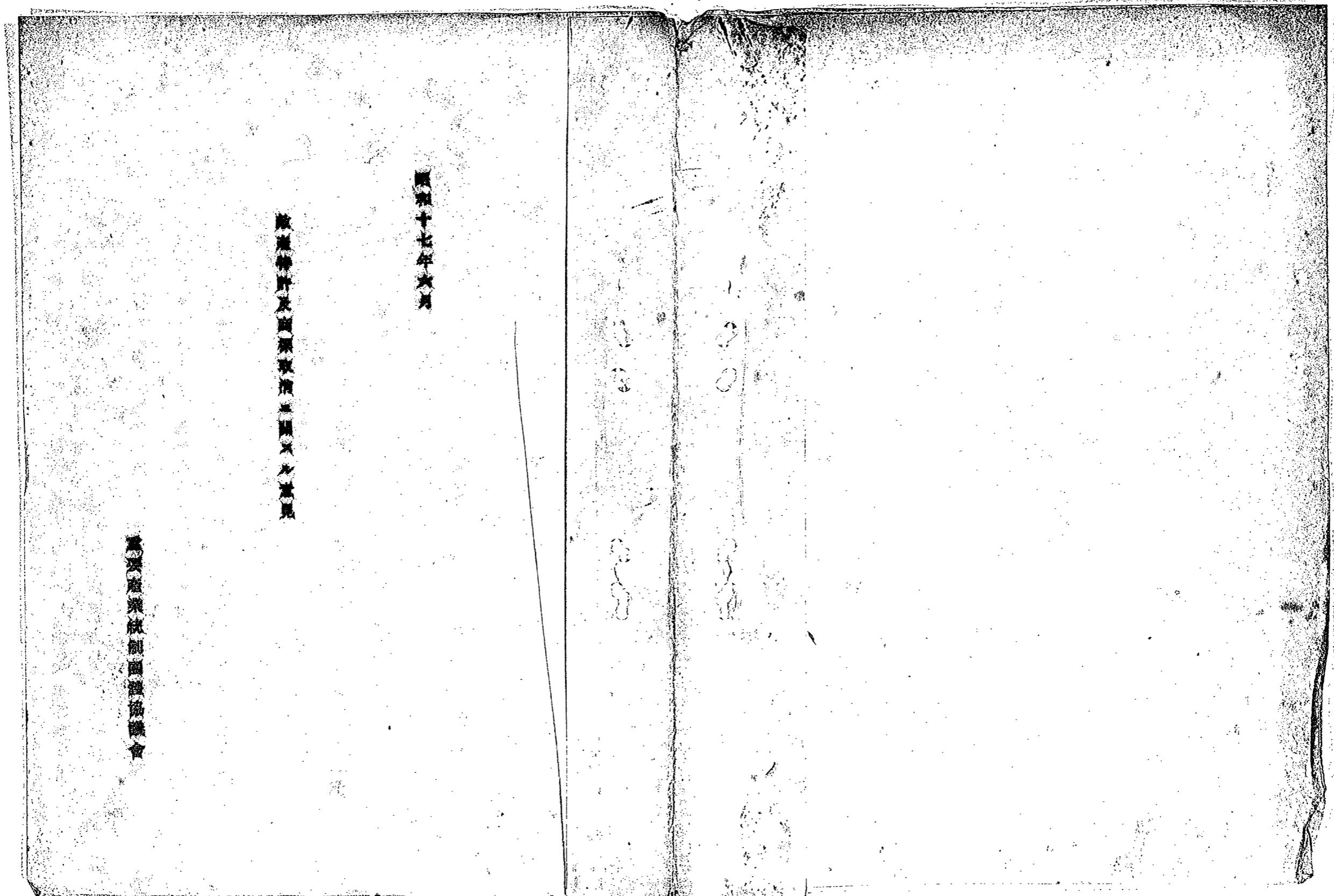
(3)

敵北特許及商標等，此題閱存

E-0024

0843

国立公文書館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
<http://www.jacar.go.jp>



E-0024

0041

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

<http://www.jacar.go.jp>

謹啓、當會ハ敵性特許及商標ノ處理ニ關シ慎重考究ヲ遂ケ候結果今般別紙ノ通り意見ヲ決定仕候ニ就テハ其ノ趣旨ニ對シ格別ノ御配慮

又賤以處此與及是謫候也

昭和十七年九月一日

重要產業統制團體協議會



外務大臣 東郷茂徳閣下

敵産特許及商標取消手続スル意見

刻下本邦産業興盛ノ要務タル生産力増強ノ具現ハ先づ産業技術ノ飛躍的向上ニ依クアルニカラズ而テ此ノ技術ノ開拓方策トシテハ實民一致協調シナリニ有效適切ナル方途ヲ講ズベク戰時下敵國人所屬ノ特許及商標ノ如キモ此際我ガ産業ニ於テ之ヲ大イニ活用シ以テ時局要請ノ一端ニ資スベキナリ

仍テ敵産特許商標及實用新案ハ左記ニ依リ政府ニ於テ至急工業所有權戰時法ヲ發動シテ一旦之ヲ取消スト共ニ國內ニ於テ既に實施シテ設定セルモノニ付テハ現狀ノ一應其ノ儘存續セシムル暫定措置ヲ講シタル上其ノ國內ニ於ケル利用ニ關シテハ國家的風地ヨリ検討ヲ加ヘテ極力廣ク且合理的ニ之ヲ活用ゼシムル爲統制會又ハ之ニ準メル統制團體フシテ速ニ適當ナル措置ヲ講ゼシムルコト最要緊要ナリト

風評セヌル

附

一 敵産特許ハ取消ト同時ニ其ノ活用ニ付テハ統制會又ハ之ニ準メル統制團體フシテ之ニ當ラシムル措置ヲ講ズルコト

二 取消特許ニ付國内ニ於テ既ニ實施權ヲ設定セル者ニ對シテハ取消ニ依リ損失ノ補償ヲ必要トスル場合ハ適當ナル措置ヲ講ズルコト

三 敵産商標ハ取消トシテ無條件取消ト爲スコト

四 敵産實用新案及出願中ノ發明考案ニ付テモ特許ニ關スル同様ノ處理ヲ爲シ得ル機政府ニ於テ適當ナル措置ヲ講ズルコト

昭和十七年六月十日

重要產業統制團體協議會

重要産業協議会役員 (昭和十七年六月現在)

会長	平生 鮎三郎
構成団體（理事）	
鐵鋼機制會	會長 平生 鮎三郎
石炭機制會	會長 於本 健次郎
金屬工業機制會	會長 伊藤 文吉
鐵山機制會	會長 佐野 伊藤 明
農業機械機制會	會長 大河内 正敏
精密機械機制會	會長 原 清明
電氣機械機制會	會長 安川 第五郎
自動車機制會	會長 鈴木 重康
車輛機制會	會長 島 安次郎
ガス機制會	會長 滝野 総一郎
造船機制會	會長 斯波 孝四郎
貿易機制會	會長 南郷 三郎
鐵道軌道機制會	會長 中川 五左
日本海運協議會	總裁 大谷 登
帶國瓦斯協會	會長 井坂 孝
石油經銷會	委員長 池尾 芳藏
帶國經銷株式會社	總裁 田環
日本倉庫業會	會長 五橋信三
通商設備管	顧問 伍堂 幸雄

敵國開港特許及高標取消ニ關スル件

要

外務省トシテ該件ハ、別件ニ付文附セス。

參照文書

一、大東亜戰爭ト工事ノ有權條約關係

別紙ノ如シ。

二、參照文書

工事ノ有權戰時特許(大正六年三月)

第三條「時為、關係ニ於テ軍事上又、公務上之要ニ

トシム命令、定めシテ依リ敵国人、屬スル特許

又、商標、登録ヲ取消スルヲ得」

外務省

科動秘發第一〇號

昭和十七年六月十五日

條約局長

第三課長

印

印

印

印

印

外務大臣 東郷茂徳 殿

財團法人 科學動員協會
理事長 多田 禮

敵國工業所有權處理ニ關スル建議ノ件

首題ノ件別紙ノ通り及建議候也

財團法人
科學動員協會

三連付
三連付
三連付

E-0024

0049

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

<http://www.jacar.go.jp>

敵國工業所有権處理に関する建議

財團法人科學動員協會は、政府の科學技術動員實施に協力し國防生産力の擴充を主眼として科學技術の國進的振興を圖り以て大東亜建設に貢獻することを目的として各級の事業を實施しつゝあり。

然して大東亜戰爭の勃發と共に、決戰體制下の重要な事業の一として、敵國工業所有権の處理に関する事項をよりあげ、協会金機能を以つてこれが對策研究に挺身せり。去る五月二十五日軍人會館に開かれたる第一回科學動員協力委員會總會並に第三分科委員會に於ては、その即時取消を要望する決議あり、更に民間事業者方面より當問題につき生産擴充の見地より急速處理に關する熱烈なる希望を當協會に寄せられたり。

爾來科學動員協會に於ては慎重審議の結果左記の如き處理案を得たり。

一先づこれを當協會の総合的意見として建議し、その具體的處理方策の細目に付いては更に研究の上改めて意見具申せんとする。

記

「敵國工業所有権處理に當つては、明期なる誠私奉公の精神により之を全般的に我國國防生產力の擴充に活用することを根本理念とし、併せて科學技術研究心を厲害し單なる技術平均化に留まざる發展度なる態度を以つて臨むこと。」

二原則として敵國工業所有権（特許權、實用新案權並に商標登録權）は之を全面的に無條件取消のこと。

三取消特許權、取消實用新案權の中既に實施権の設定されたるものに對しては、取消により損失補償の必要ある場合は、適當の措置を講ずること。

この場合、科學技術に關する政府外事機關並に官民連絡機關たる財

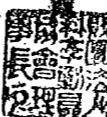
國法人科學動員協会をして、その機能發揮に協力をしめ、科學動員
協会は統制會の協力をうけて之に當るを可とす。

國政府は以上の實施に當り必要ある場合は、特許法、工業所有権等時
法の改正並にその他の法令的措置を講ずること。

昭和十七年六月十五日

財團法人 科學動員協会

理事長 多田謙一



E-0024

0049

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

<http://www.jacar.go.jp>

科學部員協會 件

卷三 大(4)

大現件事務所、斐河内幸所二一二、電、銀度^{五〇〇}
^{二七}^{六二二} 合せタル如

一昨年十二月企劃院(第七部)、外廊團体トシテ設立^{セリ}
(企劃院及)

現立ニ及ブ、因財團體トナリ。

主十八役員、理事長、陸軍中將、多田禮吉

海軍中將、佐藤一郎

前企劃院召集長、藤澤威雄

② 外籍大臣宛、敵國工業所有機度取引開示建議

外務省

重要產業統制團体協議會(會長、平守鉄三郎)トモ

相談詳解文書ノ尤モ尤由。

尚、大、科學部員協會、事業案内書等ハ參立、方り

略記先早々郵送越レル等ト。

鐵約局長

敬啓特此為頌易經。同人卦

卷之三

卷之三

本要編八章十二卷，性命三傳凡十二人，

卷之三

卷之三

卷之三

右軍事司閩係事務一印一枚。蓋二局之十二枚。
工部十二年。廣汎十二年。布政十二年。各用多詳。主
義。不急者十。謬。外加兩枚。計十四枚。

本件付後
此後之
事項
悉依
前定
行

御子サテ御後スルカニテ所第トイシハニ様回立

支那市況ノ如ニシテ、其ノ通商ノ發展ノ如ニシテ、

大
臣
官
房

外務省	法務省	陸軍	海軍	企劃院	技術院	特許局	外務省	大藏省	司法省	外務省	外務省
（日本標準規格B5）											

一 法制局長官より左の趣旨力説入
自分ノ了解スル所ニ依レバ本工業所有権戰時法ハ專用免
許ノミヲ規定シ戰後当該特許権が生キ返リ來リテ日本ノ
當業者ヲ為咸スル得ルモノニ付テノミ特許権ヲ取消シ
得ルコトナリ居リ取消公開ハ如キハ本戰時法ノ認見スル所
ニテラズ^{新規}金ヨニ於ケル政府委員モ其ノ趣旨ヲ繰返シ説明
シ居レリ今取扱公開ヲ行コトトセバ右ハ明白ニ立法ノ精神
ニ反スルヲ以テ若シ公開ヲ飽ク迄強行セントセバ戰時法ニ新
解釋ヲ行フベキヒ日ノ間議決定ヲ爲スノ外ナシ本件處理案
ニ付次ノ諸点ハ疑問ト思ハル。

(一) 本件處理案宋ニ依レバ日本人ノ所有スル實施権モ何等

大臣
官
房

外務省	法務省	陸軍	海軍	企劃院	技術院	特許局	外務省	大藏省	司法省	外務省	外務省
（日本標準規格B5）											

敵性特許権處理ニ關スル打合會議事項領
六月二十九日法制局ヨリ本件ニ關スル打合會議事項領
工藤條約局第三課長、高橋(通釣)事務官、須山事務官出
席セリ

日時 一六月三十日

條約局長 *○*
條約局三課長 *○*

モ理論上ハ差支トキ旨ヲ強弁ス
 企劃院側ヨリ本件處置ハ既ニ七百餘件、専用免許申
 請ヲ受付ケ審査委員セ任命サレタル次第十レ別、處置
 ニ出ツルヲ得ズ特許局救濟、爲法律解釋ヲ特許局
 1見解トスルコトニ付各省ヨリ大臣ノ諒解ヲ取付ケ再び
 関議決定ニ依リ本件ヲ處置スルコトトシ度ヒ旨説明ス
 尚工藤第三課長ヨリ第一次世界大戰當時ハ戰爭ハ國
 家對國家ニシテ個人間ノモニアラズ私有財產ハ保護
 尊重セラルベシト、趣旨于立憲日本ノレタ、工業所有權戰時
 法律本件問題ハ外國關係上(此ナリ得タリモト)
 認ムル旨ヲ述ベ又第一次大戰後、工業所有權利恢
 復ニ關スルノウエニサイエし條約第三〇六條ノ規定ヲ説明シタル
 後本件處置直ハ戰後、解決問題トハ別個ノ問題ニシテ右

外務省

(日本標準規格B5)

ノ賠償ナクシテ取消公開セラルコトトナリ不公平ニアラ
 ルヤ
 (二)特許権ニ貨権ノ設定ル場合債権者ハ不當、損害
 ノ受クルコトトキヤ右ニ對スル賠償ノ必要ナキモノナリヤ
 (三)法律解釋ニ付閣議決定アリトスルモ審査委員ヲ拘
 束スルコトヲ得アルヲ以テ審査委員ハ解散スルノ要キ
 ヤ
 自分トシテハ本法ハ右一如キ不備アクト思フニ付敵産管理
 法ニテ處置致度所存ナリ右ニ依レバ敵国人ノ特許ヲ國
 家が管理シテ本處理案通ニ敵性特許ヲ處分シ得ベ
 ニ、特許局側ヨリ賴リニ同法、第四條ノ取消ハ公開ヲ妨グ
 ルモニアラズ第五條ニ取消ヲ專用免許ニスル規定アルモ
 右ハ實際上適用セカルヌトテ數度此ノ点幾分不自然ナル

外務省

(日本標準規格B5)

八勝改 / 如何ニ依テ決定セラルトキモナルヒ日金ヲ押レ本件
處置發表文ニ付テ外務省ニ連絡アリタキ旨特許局側ニ
要求シ先方之ヲ承諾セリ

三、結局 関係省ハ次、閣議ニ於テ本案が原案を通採用セラル
ル様各大臣ニ豫め諒解ヲ求メ法制局長官ハ関係省ノ
趣旨ヲ閣議ニ傳へ併セテ自己ノ抱懐スル見解ヲ述ブル
コトトナリタリ

長官ハ一應納得スルカノ如ク見エタルモ自説ハ飽々迄固持
スル様見受ケラシタルハ大正六年立法當時ノ政府ノ意向ハ
長官ノ解釋通ナリ) ヨ以テ本案ノ見透シハ付ケ難シ

(日本標準規格B5)

第一 方針 敵性特許権處理要綱

七月十四日内閣總理大臣

敵性特許権力大東亜戦争遂行ニ伴フ我ガ國生産擴充上重大ナル障害
ナリ居ル實情ニ顧ミ工業所有權戰時法ヲ發動セシノ特許ヲ取消又
ハ專用免許ヲ爲シ之ヲ處理スルモノトス

第二 要領

(一) 敵性特許権ニシテ軍事上又ハ公益上、必要アルモノハ之ヲ工業所
有權戰時法第四條ノ規定ニ依リ其ノ特許ヲ取消スモノトス
(二) 左ニ掲タル如キ場合ニ於テハ前項ニ依リ特許ヲ取消スモノトス
ニ應ジ工業所有權戰時法第五條ノ規定ニ依リ一人又ハ少數ノ特定
人ニ對シ專用免許ヲ爲スモノトス

(三) 實施ニ關シ大ナル設備又ハ資金ヲ要スルモノ、相當ノ工業的中

間試驗ヲ爲スヲ要スルモノ、採算困難ナルモノ等專用免許ニ依
リ國家ノ特別ナル保護ヲ受ケザレバ事業が成立セズ又ハ生産、
營業ヲ及ボス虞アルトキ

減退テ來ス虞アルトキ

(四) 專用免許ヲ爲スニ非レバ事業ヲ確立テ來タシ、粗悪品ノ生産ヲ
招來シ又ハ資材ノ浪費トナル虞アルトキ

(五) 本邦人が當該敵性特許ニ付獨占的實施權ヲ有シ專用免許ヲ爲ス
ニ非レバ當該企業ノ資產ニ重大ナル損失ヲ生ジ延テ經濟秩序ニ影
キ但シ軍事上又ハ公益上直ニ取消スモノ必要トスル場合子除
モトス

(四) 敵性特許權ニ關スル實施權者之外ニ當該特許權ノ專用免許
ヲ爲サントスルトキハ必要ニ應ジ實施權者ニ對スル專用料ヲ
他ノ者ニ對スルモノニ比シ輕減スル等ノ措置ニ依リ之ヲ保護
スルヨトアルモノトス又敵性特許權ニ付其ノ特許ヲ取消ス
トニ依リ實施權ヲ喪失シ特ニ救濟ノ必要アリト認ムルモノニ
對シテハ別ニ考慮スルモノトス

(五) 専用料ハ當該特許權ノ專用ニ依リテ得ベキ利益ヲ參酌シテ
之ヲ定ムルモノトス

説明

(一) 敵性特許権ノ處理ノ根據法トシテハ特許法、工業所有權戰時法及敵產管理法ヲ諸法律ヲ存スル所他ノ敵產ト一元的ニ敵產管理法ニ依リ措置スルヲ適當トスル旨ノ論議アルベキモ

(二) 既ニ工業所有權戰時法ニ依ル専用免許ノ申請アリタル旨ノ特許局長官ノ名ニ於テ告示シ居リ同法ニ基キテ敵性特許権ノ處理スルコトニ一步子踏出シ居ルマト

(三) ~~外國~~工業所有權戰時法ニ依ルヲ適當トスルコト

等ノ理由ニ依リ工業所有權戰時法ヲ根據トスルヲ適當トス
〔四〕 工業所有權戰時法制定當時ノ議會ニ於ケル政府ノ説明ニ依レバ同法第四條ノ規定ニ依リ特許ヲ取消シタル場合ニ於テハ専用免許ヲ受ケ初メテ當該發明ヲ實施シ得ルモノトシテ立法シタルモノト認メラルモ條文自體ニ付テ觀レバ特許ノ取消ノミツ行ヒ専用免許ヲ行ハス

ザル場合ニハ何人ト雖モ任意ニ當該發明ヲ實施シ得ルモノト解スルコト必ズシモ其ノ餘地ナキニ非ザルヲ以テ~~外國~~ノ場合ニ~~外國~~ノ軍事委員會及諸外國ノ本邦特許権ニ對スル措置等ニ~~外國~~ノ今後ハ同法第四條ノ規定ニ依リ特許ヲ取消シ同法第五條ノ専用免許ヲ爲サザル場合ニ於テハ何人ト雖モ任意ニ當該發明ヲ實施シ得ルモノト解スルコトトス

第一 方 针
敵性特許権處理要綱

昭和十七年七月一日施行局總務課保全
工務課長、不訪手文



(一) 敵性特許権ガ大東亞戰爭遂行ニ伴フ我ガ國生産擴充上重大ナル障害トナリ居ル實情ニ顧ミ工業所有權戰時法ヲ發動セシメ特許ノ取消又ハ專用免許ヲ爲シ之ヲ處理スルモノトス

第二 要 領

(一) 敵性特許権ニシテ軍事上又ハ公益上ノ必要アルモノハ之ヲ工業所
有權戰時法第四條ノ規定ニ依リ其ノ特許ヲ取消スモノトス

(二) 左ニ掲タル如キ場合ニ於テハ前項ニ依リ特許ヲ取消ス爲サズ申請ニ應ジ工業所有權戰時法第五條ノ規定ニ依リ一人又ハ少數ノ特定人ニ對シ專用免許ヲ爲スモノトス

(三) 實施ニ關シナル設備又ハ資金ヲ要スルモノ、相當ノ工業的中間試驗ヲ爲スヲ要スルモノ、採算困難ナルモノ等專用免許ニ依リ國家ノ特別ナル保護ヲ受ケザレバ事業ガ成立セズ又ハ生産ノ

減退ヲ來ス虞アルトキ

(四) 專用免許ヲ爲スニ非レバ事業ヲ濫立シ來タシキ粗悪品ノ生産ヲ招來シ又ハ資材ヲ浪費トナル虞アルトキ

(五) 本邦人が當該敵性特許ニ付獨占的實施権ヲ有シ專用免許ヲ爲ス

ク
キ但シ軍事上又ハ公益上直ニ取消ヲ爲スヲ必要トスル場合ヲ除

響子及ボス虞アルトキ

(六) 必要ニ應ジ國ニ於テ專用免許ヲ留保シ置クトアルモノトス

(七) 一旦專用免許ヲ爲シタル敵性特許權ニ付テモ必要ニ應ジ更ニ他ノ者ニ對シ專用免許ヲ爲シ又ハ當該專用免許ヲ取消スモアルモノトス

四、敵性特許權ニ關スル實施權者大外ニ當該特許權ノ專用免許
子爲サントスルトキハ必要ニ應ジ、實施權者ニ對スル專用料子
他ノ者ニ對スルモノニ比シ輕減スル等ノ措置ニ依リ之ヲ保護
スルヨトアルモノトス、又敵性特許權ニ付其ノ特許子取消ス
トニ依リ實施權子喪失シ特ニ救濟ノ必要アリト認ムルモノニ
對シテハ別ニ考慮スルモノトス

國、專用料ハ當該特許權ノ專用ニ依リテ得ベキ利益ヲ參酌シテ
之ヲ定ムルモノトス

本件根據該閣令

説明

- (一) 敵性特許権、處理ノ根據法トシテハ特許法、工業所有權戰時法及
敵産管理法ノ諸法律ヲ存スル所他ノ敵産ド一元的ニ敵産管理法ニ依
リ措置スルヲ適當トスル旨ノ論議アルベキモ
- (二) 既ニ工業所有權戰時法ニ依ル專用免許ノ申請アリタル旨子特許
局長官ノ名ニ於テ告示シ居リ同法ニ基キテ敵性特許権ヲ處理スル
トニ一步ヲ踏出シ居ルコト
- (三) 海外上工業所有權戰時法ニ依ルヲ適當トスルコト

等ノ理由ニ依リ工業所有權戰時法ヲ根據トスルヲ適當トス
ル。工業所有權戰時法制定當時ノ議會ニ於ケル政府ノ説明ニ依レバ同
法第四條ノ規定ニ依リ特許ヲ取消シタル場合ニ於テハ專用免許ヲ受
ケ初メテ當該發明ヲ實施シ得ルモノトシテ立法シタルモノト認メラ
ルルモ條文自體ニ付テ觀レバ特許ヲ取消ノミサ行ヒ專用免許ヲ行ハ
ズ

不正

公文書類 / 文部省

文

敵性特許権處理要綱

第一、題旨

工業所有権戦時法ノ運用ニ當リテハ國家總力戰完遂上ノ要請タル生産力擴充、產業技術ノ振興ヲ目途トシ、此ノ際速急ニ敵性特許権ヲ有效且適切ニ利用セシムル措置セムトス

第二、要領

一、敵性特許権ヲ少數ノ特定人ニ專用セシムルヤ或ハ取消シテ一般ニ公開スルヤニ付テハ個々ノ特許發明ニ付發明ノ内容、申請者ノ能力、製品ノ需給關係等ヲ檢討シ具體的ニ考究スヘキモノナルモ現下ノ状勢ニ鑑ミ原則トシテ之ヲ取消シ公開スルモノトス

二、特ニ生産増強上ノ必要アリ又ハ公開ニ依リ特ニ弊害ヲ生スルモノト認メラルル概不次ノ如キ特別ノ場合ニ限り專用免許ヲ爲スモノトス

三、1、實施ニ大ナル設備、資金ヲ要スルモノ、相當ノ工業的中間試験ヲ

005

- 要スルモノ、採算困難ナルモノ等事業為國家ノ特別ナル保護ヲ受ケ
サレハ成立セザルトキ
2、各種ノ統制法規其ノ他ニ依リ統制ヲ受クルコトヲ得ヌ事業立
タ來シ、粗悪品ノ生産・生產過剩又ハ資材ノ浪費ヲ招クノ虞アルト
半
3、公開ヲ行ヒ放任スルトキハ生産減退ヲ招クノ虞アルトキ
3、特許権ヲ取消シ又ハ他ノ者ニ専用免許ヲ爲スコトニ因リ實施権者ノ蒙
ルコトアルヘ半不利益ハ別ニ之ヲ補償セサルモ多額ノ權利金其ノ他
ヲ支拂ヒ其ノ回収未濟等特別ノ場合ニ於テハ専用免許ニ依ル事業ノ育
成ヲ考慮シ尙實施権者ト他ノ者トニ共ニ専用ヲ免許セムトスルトキハ
實施権者ニ對シテハ専用料ヲ適當ニ考慮シ得ルモノトス
四、一旦特定人ニ専用免許ヲ爲シタル後ニ於テモ爾後必要ニ應シ更ニ他ノ
者ニモ免許ヲ爲シ又ハ之ヲ取消シ得ルモノトス
五、専用免許申請ハ七月三十一日迄ニ爲サシムルモノトシ申請ナキモノハ
必要ニ應シ之ヲ取消スモノトス

技術院總裁談

(新聞發表) 昭和二十七年七月

昨年十二月八日大東亞戰爭勃發以來敵國人及ビ之ニ準スル者ノ有スル特許權ニ對シテ如何ナル措置ヲ講ズベキカガ非常ニ重大ナ問題トチルニ至ツタ、即チ之等ノ敵性特許權ハ數ニ於テハ三千件近クニ達シテ居ノデアツテ、之ヲ現狀ノマ、放置スルコトハ我國現下産業界ノ要請タル内容ニ於テモ我國産業技術ニ對スル影響ガ極メテ大ナルモノガアルル生産力擴充、產業技術ノ振興上ニ大ナル障害ヲ與フルモノデアル反面之ヲ適切ニ活用スル時ハ大イニ我國力ノ增强ニ寄與スル所大ナルモノアルカラデアル。

而シテ本日此等敵性特許權ノ處理ニ關スル方針ガ敵性特許權處理要綱トシテ閣議決定ノ見ルニ至ツタ次第デアル。

尤モ之等敵性特許權ニ對スル措置ハ既ニ工業所有權戰時法ニ規定サレテアルメデアツテ、大東亞戰爭開始ト同時ニ發動サレテ居ルモノデアル、而シテコノ法律ニ依レバ敵性特許權ニ對スル措置トシテハ一人又ハ數人ノ適當ナル者ニ專用ヲ免許スル方法ト取消ス方法トニツノ途ガ規定サレテ居ルモノデアルガ、今回此ノ工業所有權戰時法ノ運用ニ當トナツタ次第デアル。

ヅテ國家總力戰完遂ノ觀點カラ之等敵國性特許ノ内特ニ軍事上ノ要請、生産力擴充、產業技術振興上必要ナルモノハ此ノ際速急ニ取消スロト、然シ處理要綱ニ示ス如ク取消スコトニ依リ生産擴充若クハ經濟秩序ニ悪影響ヲ及ボス虞アルモノニ對シテハ專用免許ヲ行ハシトスルモノデアル。

コレテ 戰時 下ノ我國ニ相應シグ 審査事務モ 短時日ノ内ニ完了スル見込
デアル。要スルニ此ノ際速急ニ之等ヲ本方針ニ基キ處理シ軍事上大要
請、生産力ノ擴充及產業技術ノ振興ニ寄與スルコトヲ期シテ居ル次第
デアル。

敵性特許権處理要綱

(新聞發表)

一九四七年

閣議決定

第一 方針

敵性特許権ガ大東亜戦争遂行ニ伴フ我が國生産擴充上重大ナル障害トナリ居ル實情ニ顧ミ工業所有權戰時法ヲ發動セシモ特許ノ取消又ハ専用免許ヲ爲シ之ヲ處理スルモノトス

第二 要領

(一) 敵性特許権ニシテ軍事上又ハ公益上ノ必要アルモノハ之ヲ工業所有權戰時法第四條ノ規定ニ依リ其ノ特許ヲ取消スモノトス
(二) 左ニ掲タル如キ場合ニ於テハ特許ノ取消ヲ爲サズ申請ニ應ジ工業所有權戰時法第五條ノ規定ニ依リ一人又ハ少數ノ特定人ニ對シ専用免許ヲ爲スモノトス

(1) 實施ニ關シ大ナル設備又ハ資金ヲ要スルモノ、相當ノ工業的中間試驗ヲ爲スヲ要スルモノ、採算困難ナルモノ等専用免許ニ

依リ國家ノ特別ナル保護ヲ受ケザレバ事業ガ成立セズ又ハ生産ノ減退ヲ來ス虞アルトキ

(4) 専用免許ヲ爲スニ非レバ事業ノ澑立ヲ來タシ、粗悪品ノ生産ヲ招來シ又ハ資材ノ浪費トナル虞アルトキ

(5) 本邦人が當該敵性特許ニ付獨占的實施權ヲ有シ専用免許ヲ爲スニ非レバ當該企業ノ資產ニ重大ナル損失ヲ生ジ延テ經濟秩序之影響ヲ及ボス虞アルトキ

(6) 一旦専用免許ヲ爲シタル敵性特許権ニ付テモ必要ニ應ジ更ニ他人者ニ對シ専用免許ヲ爲シ又ハ當該専用免許ノ取消ヲ爲スコトアルモノトス又敵性特許権ニ付其ノ特許ヲ取消スコトニ依リ實施權ヲルモノトス

(四) 敵性特許権ニ關スル實施權者ノ外ニ當該特許権ノ専用免許ヲ爲

サントスルトキハ必要ニ應ジ實施權者ニ對スル専用料ヲ他ノ者ニ對スルモノニ比シ輕減スル等ノ措置ニ依リ之ヲ保護スルコトアルモノトス又敵性特許権ニ付其ノ特許ヲ取消スコトニ依リ實施權ヲ

喪失シ特ニ救濟ノ必要アリトムルモノニ對シテハ別ニ考慮スル
モノトス

E-0024

0065

国立公文書館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
<http://www.jacar.go.jp>

(昭一七七一四)
閣議決定

敵性特許権處理要領

一、敵性特許権が大東亞戦争遂行三件づ我國生産擴充上重大子ル關係ヲ有スルニ鑑ミ工業所有権戰時法ヲ運用シ其ノ活用ヲ圖ル爲メニ特許ノ取消又ハ專用免許ヲ爲スモノトス。

二、敵性特許権ニシテ軍事上又ハ公益上ノ必要アルモノハ其ノ特許ヲ取消スモノトス。

三、左ノ如キ場合ニ於テハ一人又ハ數人ニ對シ專用免許ヲ爲スモノトス。

(1) 特許發明ノ實施ニ關シ大ナル設備又ハ資金ヲ要スルモノ、相當ノ工業的中間試驗ヲ爲スヲ要スルモノ、採算困難ナルモノ等專用

免許ニ依リ國家ノ特別ナル保護ヲ受ケザレバ事業ガ成立セザルトキ

(2) 専用免許ヲ爲スニ非ザレバ事業ノ濫立ヲ來タシ、粗惡品、生產

ヨ招來シ又ハ資材ノ浪費トナル虞アルトキ

(3) 其他軍事上又ハ公益上等專用免許ヲ爲スヨ適當トルトキ

四、一旦專用免許ヲ爲シタル敵性特許権ニ付テモ必要ニ應ジ更ニ他ノ者ニ對ジ専用免許ヲ爲シ又ハ當該專用免許ノ取消ヲ爲スコトアルモノトス

工業已有權戰時法施行令第一條²甚少
敵國工業已有權應消調查委員會

敵國工營已有機械消調查委員會二十一件

改正一件、公布アリ聖ニトロ附官報ニ上載セヨタルニ付当時

工農博長ハ特許局南總務課博長ニ迄「敵國工業即有機
財消

調査委員會二関係者トシテ外務省官吏一名ノ任命方申入レタルガ

卷之二十一

(三) 一件「取車點票」(僅少他三件)(四) 應處分清房。

卷之三

敵國工事即有機制調查委員會專責之

新編古今圖書集成

一 指揮院第一部長
高山洋平

卷之三

陸軍行政部總長十、電氣司長

三 海軍艦政本部總務部長
十一 中松井政士

大英書外資三日
田中義大名譽

丁工嘗以有指歸時，詣淮濱，乘風

技術院秘書課

工業所有權戰時法施行令第一條ニ基ク敵國工業所有權取
消調査委員會ニ外務省よりモ委員ヲ任命スルノ件

昭和十八年十一月十日

支那事務課

理由

○首題ノ委員會委員トシテ外務省條約局長リ任命セラレタ申口ト
○工業所有權ハ涉外事項ニシテ「工業所有權保護ニ關スル巴里同盟
條約」ノ關係上、外務省トシテ事務上關係ヲ有スルヨト多キ爲委
員會審議ノ模様、熟知シ居ルノ要アリ、
獨逸ヘ其ノ工業所有權保護ニ關シ多大ノ關心ヲ有シ開戦以來帝國
ト獨逸側トノ間ニ問題トナリタル諸案件ヘ別紙ノ通ナルガ右ヘ極
メテ機微ナル關係ヲ有スルモノアリテ其ノ措置如何ニ依リテハ兩
國ノ國交ニ影響ヲ及ボスガ如キ虞ナキヨシモアラザルヲ以テ外務
省トシテハ獨逸側トノ交渉應待ニ機宜ノ措置ヲ誤マタザル爲委員
會ニ參加スルヨトト致シ度

外務省

(日本標準規格B5)

0068

外務省

委員會ノ委員ハ關係官廳局部長級ナル選ナルニ付其ノ場合ハ外務
省トシテハ條約局長ヲ任命セラルルヲ適當トス

○獨逸側トノ間ニ起タル事件

(1) 日本特許第八三六六四號ノ特許權ニ關スル件

「原料ヲ燒成前ニ粒狀ナラシムル『セメント』燒成ノ方法」ナ
ル名稱ヲ有スル本件特許權ニ對シ昭和十七年八月十七日工業所
有權戰時法ノ規定ニ基シ軍事上公益上ノ理由ニ依リ内閣總理大臣
モメタルガ遂ニ拒絶セラタリ

右ニ對シ獨逸大使館ハ本件特許權ハ敵性和蘭及非敵性獨逸法人
（「ダーリッシュ」株式會社）ノ共有財産ヨシテ實質上獨
逸ノ企業利益ナル旨續々陳述シ外務省ヲ通シテ本件取消ノ撤回

(日本標準規格B5)

E-0024

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

<http://www.jacar.go.jp>

(四) 日本特許第八四〇五六號ノ特許權ニ關スル件

「燃燒瓦斯、排出瓦斯及空氣ノ淨化法」ナル名稱ヲ有スル本件
特許權ニ關シ昭和十七年十二月四日軍事上ノ必要ニ依リ内閣總
理大臣ニ於テ取消ノ處分アリタリ
右ニ對シ豫メ(同年七月七日附口上書ヲ以テ)獨逸國大使館ハ
本件特許權ハ米國會社「コツベルス・カンパニー」ノ名ヲ以テ
日本特許ニ登錄セヨレ居ルモ右ノ獨占的免許ノ所有者ハ獨逸會
社「ハインリッヒ・コツベルス」ニシテ實質上獨逸ノ企業利益
ナル旨縷々陳述シ外務省ヲ通ジテ本件取消處分ナキ様申入レタ
ルガ遂ニ取消セラレタリ

(五) 日本特許第八六三一二、八七五九二、八七八三九及九八二五三
號ノ特許權ニ關スル件

本件四箇ノ特許權ハ米國會社「ラ・モント」ノ名ニ於テ特許セ
ラレ居ル處昭和十七年五月二十五日附帝國發明協會ノ敵國所有

外務省

特許「リスト」ニ記載公表セラレタルニ付獨逸國大使館ヨリ右
ハ實質上(即チ右特許ノ唯一獨占ノ免許所有者タル)獨逸會社
「ラ・モント・ケツセル・ヘルベン」ノ企業利益ナル旨縷々陳
述シ本件善處方要求シ來リタル處之ニ關シテハ目下特許移轉手
續ノ猶豫ヲ與ヘ處分ヲ差控ヘツツアリ

(六) 日本特許第一二四四三一、一〇六九〇八、一一二〇八二、一
二〇八四、一一五九〇六、一一六一九四及一一八四三五號ノ特
許權ニ關スル件

本件七箇ノ特許權ハ和蘭會社「ホディンスヨ」ノ名ニ於テ特許
セラレ居ル處昭和十七年九月十九日內閣總理大臣ニ於テ取消ノ
處分アリタリ
本件取消ノ撤回ヲ求メルヨト前後二周ニ及ビタルガ拒絶セラレ
以上

外務省

日本標準規格B5

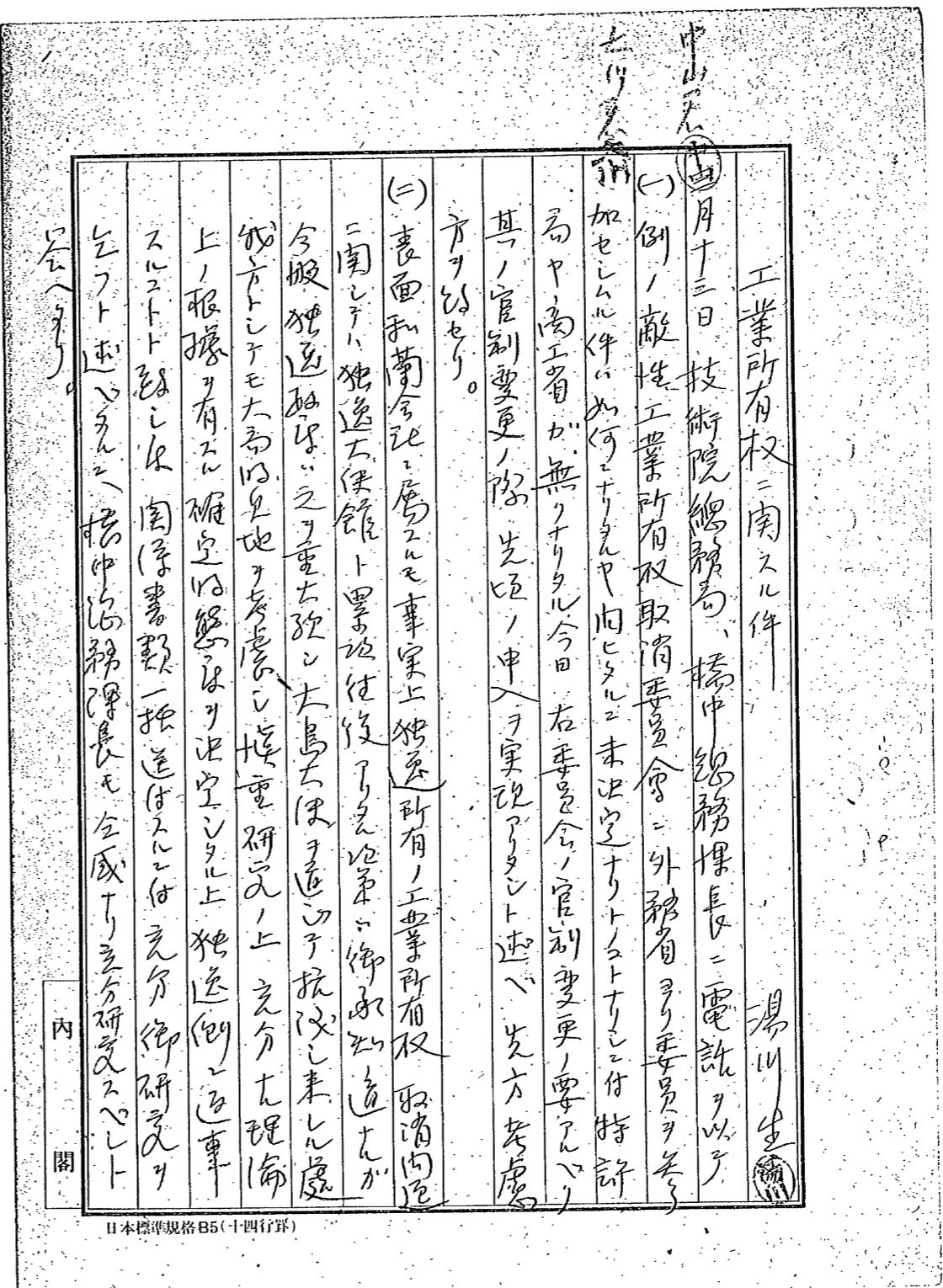
0069

E-0024

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

<http://www.jacar.go.jp>



内閣

工業所收，取消二萬六件
限十九、四、三十
條約局第二科長
橋中總務課長于德訪（李藤參）

四月二十一日 技術院總務部 橋中總務課長ヲ被訪（秦藤參
技官、磯崎參技士モ合席シ）
一、異議ニ獨逸大使館ヨリ抗議アリタルナキイニシテ本ソロホルニ開
スル工業所有權取消内題ニ關シ 技術院ヨリ四月一日付固各アリ
タルガ右ノナディンスコノ場合ニ付テハサク其表面上和蘭會社
尤ニ付 國籍主義ニ依リ取消ヲ行ヘリト主張レ得ベキモソロホル
協会ノ如ク獨逸會社タルヲレホルレト共有一團體ニ不拘

工業所有権の不可分ナリトノ理由ヨリ独逸会社ノ権利ヲ全般無視
シテ取消スハ公平ニ見テ余リニ独逸会社ニ酷ナリト思考セラレ
且其ノ理諭的根據ニモ稍ニ疑問ナキ能ガルニ付 前記四月一
日付技術院四名ハ未タ猶逸側ニ取次ヤ居ラズ、以上ハ先日
本件ノ日独開港ニ及シスヤ影響ニミ
系藤參技官來訪ノ際、述ヘタル事ナルが更ニ慎重研究シ
セラレ元滿今社トノ其有セルエド不慮ノ損害ヲ受ケタル独逸会
社ニ何トカ色ヲ付ケテヤル方法ヲ考慮アリタク若シ右方情無才
於テハ充份独逸側ヲ納得セシムア理諭的根據ヲ示サレ庄
ト述ヘ一先方ニ眞面目ニ研究スヤシト約セ。

外務省

二、次右ノ如キ國際的紛糾ヲ防止スル爲先般來貴方ト交

済中ノ敵國工業所有取扱調査委員会ニ外務省側ヨリモ

委員化命方ヲ速メニ実現サレ候ト本ベタルニ先方モ御説

ハ御尤ニ付近ノ右実現ヲ計ルヤウ努力スヘント約シタリ。委員

ハ各省局部長級迄付外務省ニ奉る為長トセシニ付近ト連へ置キタリ。

三、先方ヨリ独逸側ニテモ日本人ノ特許权侵奪事件ニシテ様ナリ

ト云ヘルニ付若シスカツ事件アラバ當方ヨリ抗議スヘク調查、

上材料ヲ送付アリ。又先方モ急々抗議シテ未ル附當方モ

权利ヲ無視セラレ泣寢ノル要ナリ本張スハヤハ臺ニト本張スハ

抗議未リ居ノ目下難済申ム付近ノ御送付久ヘモ斯ヤル

事件ノ中立モ、ヨートシ印商標权侵害ニ關シ長文ノ激述し

抗議未リ居ノ目下難済申ム付近ノ御送付久ヘモ斯ヤル

事件ノ中立モ、ヨートシ印商標权侵害ニ關シ長文ノ激述し

抗議未リ居ノ目下難済申ム付近ノ御送付久ヘモ斯ヤル

四、瑞西公使ヨリヨートシ印商標权侵害ニ關シ長文ノ激述し

抗議未リ居ノ目下難済申ム付近ノ御送付久ヘモ斯ヤル

事件ノ中立モ、ヨートシ印商標权侵害ニ關シ長文ノ激述し

抗議未リ居ノ目下難済申ム付近ノ御送付久ヘモ斯ヤル

未處分敵性特許權一覽表 (但シ專用免許申請ニ係ル未處分四件ヲ除ク)

昭和十九年四月二十八日現在

國籍		特許番號	類別	發明ノ名稱	特許權者	公告年月日
米	一一三〇九三	七九	房築付ケ具	ザ・シンガード・マニファクチャ	ユ・アーリング・コムバニー	一〇、七二六
	一一三〇九四					
	一四一六三九	一七四	「チーズ」ノ包裝	マラソン・ペイパー・マールス	コムバニー	一〇、七三〇
	一四二一六九六	三一	流体壓力式制動裝置	ゼ・ウエスチング・ハウス・エア・ブレーキ・コムバニー	一五、一七八	
	一四二六四五	二八	安定裝置ノ改良	フレデリック・アイ・ダブリュー・シーリング	一五、一三〇	
	一四二七一二	一	駕車時間指示裝置	インダストラシヨナル・ベヒキュラーバーキング・リミテッド	一五、一三〇	
	一四三七五	一、九	帽子ノ改良	ドソン	一五、一三〇	
	一四三七九六	三四	船及艇ノ轂	ジヨンクシーラマン・ドナルドソン	一五、一三〇	
	一四二九三七	八〇	天然又ハ人造糸ノ織機械	コレー	一五、一三〇	
	一四三三五四	一八七	同心導体	アンドリューアンダーセンス	一五、一三〇	
	一四三九〇四	一九八	電話電鉛用共振裝置	レネラル・パテンツ・コルボ	一六、一三〇	
				インターナショナル・スタンダードエレクトリック・コルボ	一六、一三〇	
				ボレー・ショム	一六、一三〇	

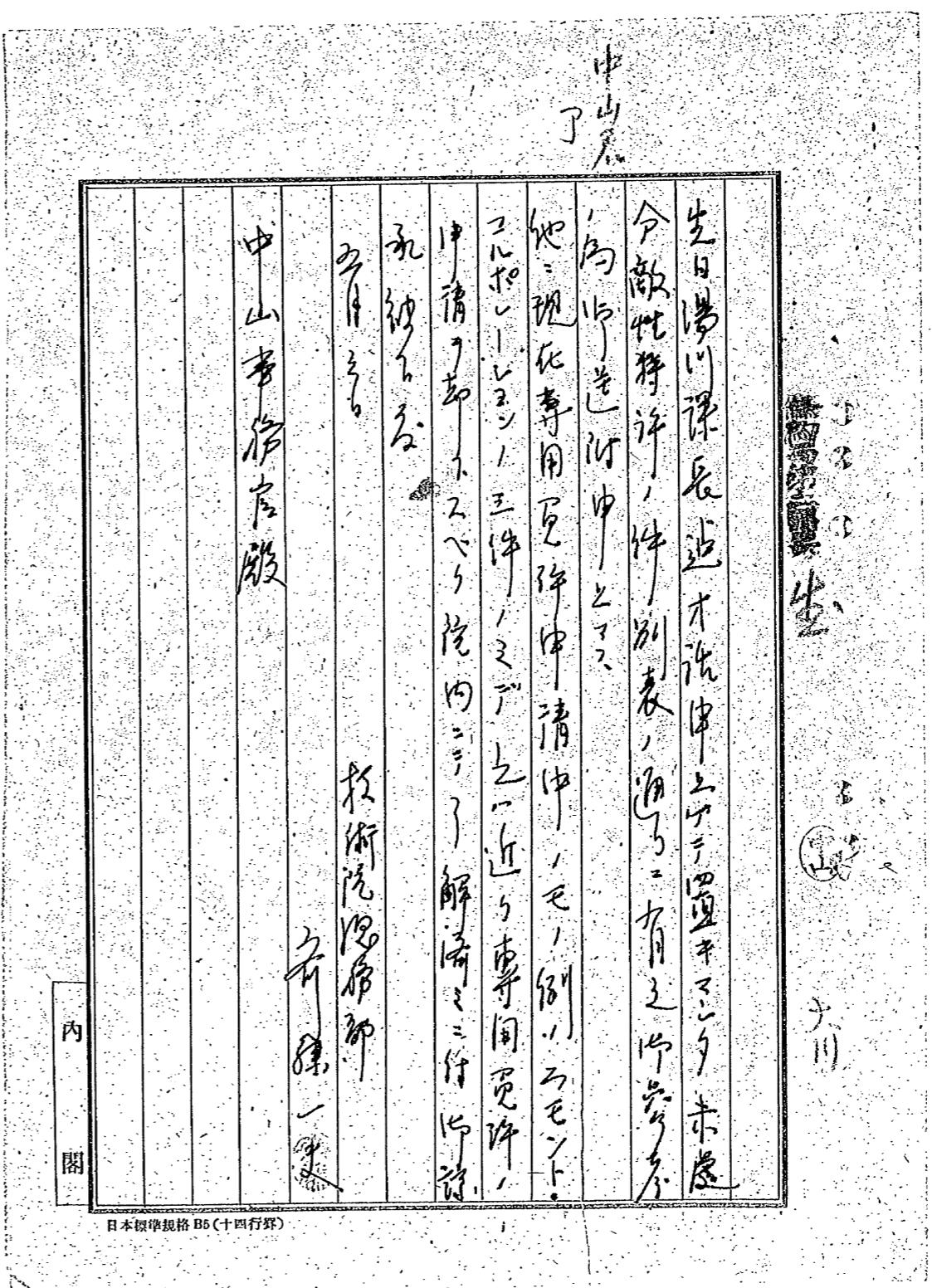
日本標準規格 B4(257×364mm)

一四三九〇六	一五三	アルミニウム「製造 並ニ精製法	アルミニウム・コムバニオ
一四五五六九	一九九	純空用制御装置 ニ關スル改良	カール・アメリカ
一四五六八五	二七	蘭車	レイモンド・ケル・スタウト
一四五八八一	一五〇	燃料噴射器 裝置分離壁	グリーン・ジエー・クレーン・ グコーポレーション・アイニン
一四五四二八	九	ガ・フェル・リファイニン	一六、三三〇
一四五四二九	一〇五	硝子器物ノ製法 改良	四年分料金済
一四五四八三	一五六	コルニング・グラス内オーフ ガ・島・鶴田	一六、四、五
一四五四八四	一〇五	硝子器物ノ製法 改良	一六、四、三一
一四五七六四	一〇五	ハートフォード・エンパイア カムバニー	一六、四、一四
一四五九二四	六四	製地裁断機ニ關 スル改良	一六、六一六
一四五九二七	六七	地板 鉛錫附機	一六、六二〇
一四六〇四七	一九九	螺旋方式ノ貢献 安定化装置	一六、六一〇
一四六四八七	一六三	再濕式穀粉質 改良	一六、七一〇
一四六五三六	一三二	鉛錫附機	一六、七一五
一四六七九七	一六三	螺旋方式ノ貢献 安定化装置	一六、七一六

日本標準規格 B4(257×364mm)

英 一四三八四六	六四	良 ル装置ニ關スル改	硝子縁帶子製造ス	研磨又琢磨セル 日本テツド	ビルキントン・プラザース
一四五二一五	一四五三四七	一四五二一一	一五四	銅「クロム」鋼合 金ヨリ器物之製造 スル方法	カイリアム・ボラード・テ
一四五七四五	一四一四九一	一四一四九一	一四一	緩和剤及同様ノ物質 質チ人体組織上ニ 給スル方法	イグビエヴァエラード・タ
一八六	一六七	一六七	一六七	放射線「エオルギ チ調整シテ供	ツクスフォード
水壓裝置殊ニ水壓制 動機用液体	新ノ製造法	新ノ製造法	新ノ製造法	ナーマロード・ブンノート シャツブヘミツシエ・ファ ープサツク・エルヴァン・ アルグリシテン	一六四三〇
煮飲裝置	給スル方法	給スル方法	給スル方法	チエ・ベトロリカム・マト チアツベー	一六六一〇
「ドミノゲーム」 用牌	特許局	特許局	特許局	ピオクラレス・ステラス 一六三一四	一五六〇〇
玖馬一四四五〇三	一四四五九一	一四四五九一	一四四五九一	一六六一六	一六六一五

日本標準規格 B4(257×354mm)



日本標準規格 B5(十四行界)

E-0024

0075

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

<http://www.jacar.go.jp>